



(加盟店舗の誓約・承諾事項)

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく飲食券の換金を行いません。
2. 食品衛生法第 55 条の許可を受けた事業者であり、主として飲食物を提供するものに限って使用します。
3. 飲食券の再販・再流通を致しません。
4. 飲食券の偽造・悪用・濫用を致しません。
5. 飲食券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
6. 飲食券の使用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない場合に限り途中辞退は致しません。
7. 飲食券の取扱い、参加店舗の責務のほか実施要項に記載している内容に同意し、遵守します。
8. 飲食券の使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 飲食券の取扱いに関して主催者からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店名等の公式 HP、チラシ掲載について同意します。
11. 登録する店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業（同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』ではありません。
12. 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます。
13. 『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』に該当するか否か関係機関に照会することに承諾します。
14. 新型コロナウイルス感染症に関する保健所からの調査、指導等があった場合は、全面的に協力します。従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合には、保健所の指示のもと、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、保健所が行う積極的疫学調査に協力します。また、利用者が把握できない場合などは保健所と調整のうえ自主的に店舗名を公表します。

万が一、虚偽の申請等の悪質な事例が発生した場合には、法的処置を執らせていただくことがあります。

以上